

危険ブロック塀除却支援事業

事業の目的

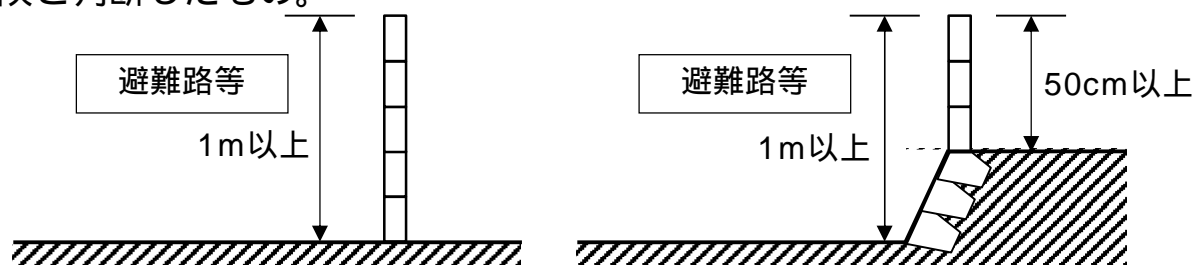
地震発生時のブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するために、転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を市町と一緒に支援します！



事業の概要

補助対象ブロック塀等

避難路・避難地・避難施設・小中学校の通学路（避難路等）からの高さが1m以上又は擁壁上にある高さ50cm以上のコンクリートブロック塀等で、市町職員が危険と判断したもの。



補助内容（通常）

避難路等に面した部分

危険なブロック塀等の除却にかかる費用のうち上限5万円～12万円を市町が補助。（補助対象額・補助率は各市町により異なります。）

補助内容（上限アップ）

小中学校の通学路に面した部分で、かつ、市区町村民税非課税者である場合

危険なブロック塀等の除却にかかる費用（産業廃棄物運搬処分費除く）を上限20万円まで市町と県が連携して補助。（一部の市は上限7.5万円）

補助申請窓口

申請窓口は各市町です。

県住宅課ホームページ「住まいの玉手箱」にも各市町の窓口を掲載しています。

令和3年度補助実施：長崎市、松浦市、五島市、雲仙市、南島原市